

調査業務発注先及び発注件数の決定方法 並びに請負金額の決め方について

令和7年12月
特許庁 審査第一部
調整課 審査推進室

1. はじめに

登録調査機関が行う先行技術文献調査は、審査官が効率的に特許審査を進めていく上で大変重要なものです。また、登録調査機関が請け負った調査業務については、特許庁からの発注に対し、必ず遅滞なく納入することが、特許庁が迅速な審査を滞りなく進める上で不可欠です。

これらを踏まえ、特許庁が調査業務を発注する際には、品質の高い調査業務を行うことができる能力、及び、特許庁からの発注に対する過去の納入実績や検索者等の働きやすい環境整備も重視しつつ、調査業務のより一層の効率化を図るために請負価格要素も考慮した上で、調査業務の発注先及び発注件数を決定します。

2. 発注先等の決定方法の概要

発注先となる登録調査機関には、より品質の高い調査業務を行うことができ、かつ、発注に対して遅滞なく調査業務結果を納入できること、秘密情報を扱うための適格なセキュリティを保持していることに加え、継続的に業務を遂行できる財務的な安定性を備えていることや、特許庁からの連絡に対して迅速に対応する体制及び調査業務実施者を適切に指導する体制（以下、両者を「指導連絡体制」という）を備えていること等が求められます。

このため、調査業務を実施する登録調査機関は、調査業務の品質評価結果（審査官が各登録調査機関の調査業務の品質を評価した各区分における品質評価結果）が一定水準を超えていていることに加え、適格な管理体制・セキュリティを保持していること、財務状況に安定性を有していること、及び適格な業務体制・連絡体制を保持していることが必須要件となります。各区分に新たに参入を希望する登録調査機関は、品質評価結果を得るために、事前に一定量の調査業務（以下「事前調査（トライアル）」という）を行い、その結果を審査官が評価することとします。事前調査を行わず、品質評価結果が得られない場合、新規参入は認められません。

同一区分で複数の登録調査機関から応募があった場合、上記に加え、各登録調査機関の当該区分における過去の納入実績、調査業務実施者等の働きやすい

環境構築、及び請負価格要素としての、応募時に提示された当該区分における単価等に基づいて、登録調査機関の順位付けを行い、順位の高い登録調査機関から、受注希望換算件数（内国対話型換算）に応じて件数の割当てを行います。なお、技術点の高い機関が受注できない場合などには、特別換算件数が配分されます。また、発注先が1区分1機関のみとなった場合などは、補充換算件数が2機関目に配分されます。

発注件数のうち、オプション検索を実施する件数は、区分ごとに所定の割合で割り当てられますが、当該所定の割合は、令和8年度予算、審査請求件数、応募状況に応じて変動します。

第1次募集の結果、予算状況に余裕がある場合には、件数に残余がある区分について第2次募集を行うことがあります。第2次募集については、第1次募集において同区分に応募した登録調査機関のみ応募可能です。

3. 選定会議について

発注先の登録調査機関の選定及び発注件数の割り当てを、適正かつ公正に行うため、特許庁外の弁理士、弁護士等の有識者の会議員からなる調査業務外注先選定会議を開催し、各登録調査機関の応募区分ごとの調査業務の品質、過去の納入実績、指導連絡体制、単価、さらに各登録調査機関のセキュリティの保持状況、財務状況の安定性等を評価していただきます。

- 財務状況については、信用調査会社が調査を請け負います。
- セキュリティの保持については、別紙4「登録調査機関のセキュリティに関するガイドライン」をご参照ください。

4. 請負金額の決め方について

請負金額は、登録調査機関ごとに見積書を提出していただき、特許庁が作成した予定価格の範囲内で決定されます。